

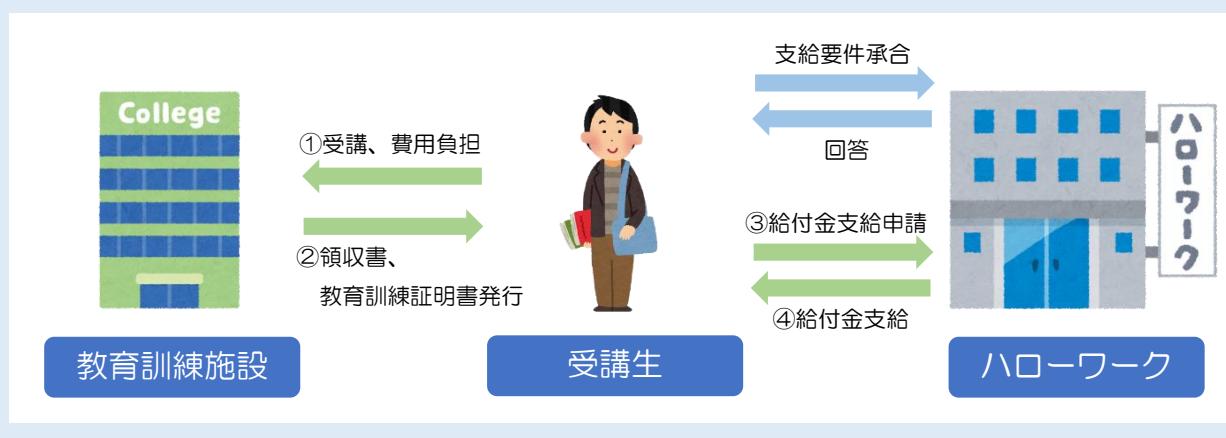
社会人の方に朗報！

厚生労働大臣指定 専門実践教育訓練給付金のご案内

本学の地域共生学科食物栄養コース、保育学科は、教育訓練給付金制度（厚生労働省）における、「専門実践教育訓練指定講座」に認定されています。一定の条件を満たした対象者は、支払った経費の一部が支給される給付金制度を利用できます。

専門実践教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）、または一般被保険者であった方（離職者）が、本学の地域共生学科食物栄養コースまたは、保育学科を修了した場合、教育訓練施設（本学）に支払った教育訓練経費の一定割合額（上限あり）がハローワークから支給されます。



最大107万円支給

入学者が支払った教育訓練経費（入学金および授業料）のうち、50%を支給（年間上限 40 万）
さらに、受講終了日から 1 年以内に被保険者として雇用された場合 20%が追加支給されます。

食物栄養コース、保育学科の場合

1年次

40万円

2年次

35万円

卒業後

32万円